

国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）【概略】 **～今こそ、“地方が主役”の行政体制への転換を～**

はじめに

出先機関見直し3つの効果

- ・住民の選択による行政サービスの実現
- ・国と地方を通じた行政機関のスリム化
- ・国が国本来の役割に専念可能

より低コストで、より住民ニーズに的確に対応できる行政体制の確立と地域活性化

現行の都道府県体制のもとで十分に可能なものを提案、「道州制」議論の結論を待たず、先行的に実施されるべき

1 国の出先機関の見直しの検討方針

(1) 出先機関の整理に関する基本的な考え方 ～地方でできることは地方で～

国の出先機関は、以下の基本方針に従って、廃止、縮小すべき

- ・都道府県単位の出先機関については、原則廃止
- ・ブロック単位の出先機関については、地方でできるものは廃止
- ・ただし、以下の組織については、合理化を図ったうえで残す

国の存立に関わる事務を取り扱う組織（入国管理局、税関等）

全国的な規模・視点に立って行う必要のある事務を取り扱う組織（地方航空局、管区气象台等）

地方整備局等のうち公共事業等にかかる地方の役割を拡大した後に、なお国として全国的規模・視点から直接執行する必要性が極めて高いものを行う組織（災害復旧関係等）

出先機関の廃止、事務・権限等の地方への移譲に伴う国の職員については、まず、組織・事務の徹底した合理化を進め、その上で、地方として、必要な人員の受け入れについて協力等

(2) 留意事項

現行の都道府県・市町村制を前提としており、道州制を前提とした検討ではないこと

平成21年度までの第二期地方分権改革期間中に、法制化すべきものを取り上げており、今後の分権論議の動向等によっては、さらなる見直しが必要になることも想定されること

今回は、国と地方の関係でのみとらえて整理しているものであること

新たに地方で行うことになる業務も移譲対象に含まれていること

出先機関における国庫補助負担金関連の業務については考慮しないものであること

今後、詳細な情報が明らかになった場合には、さらなる検討が必要となる場合もありうること

業務の移譲を行うに際しては、必要となる全ての経費について確実な財源措置が行われること

2 検討結果

基本的な考え方に基づき、国の出先機関を廃止・縮小すべきという観点から検討を行った結果、多くの機関について地方に移譲することが可能であり、廃止・縮小することができるという結論

地方分権改革推進委員会においては、検討結果を踏まえ、国の出先機関の大幅な廃止・縮小に向け、抜本的な改革に取り組むべき

今後さらに検討を要するとした論点は、委員会において検討を進めていただきたい

<今後の論点>

- ・ 真に国が責任をもつべき仕事（県域をまたがる事業や国家的大規模事業など）の取扱い
- ・ 全国的なネットワークの確保のあり方
- ・ 専門的知識の確保、人材育成のあり方 等

出先機関毎の検討結果については、【別紙】のとおり

組織改革について

現行の出先機関でも、未だ十分な行革が行われていないと見受けられるものが多いため、業務の移譲にかかわらず、早急に抜本的な見直しを行うべき

今回の検討対象となっていない出先機関について

8府省17出先機関（地方分権改革推進委員会が組織・予算等を調査した機関）以外の出先機関においても、再検討を要する機関もあり、議論の対象とすべき

地方側の実施主体について

基本的には都道府県が想定される（広域的課題には広域連合等の活用も積極的に検討）一方で、住民生活に密接に関わる行政サービスと判断されるものについては、今後、できる限り市町村で行う方向で検討すべき

3 今後の進め方について

地方分権改革推進委員会におかれては、政府への勧告に本提言の内容を十分反映させることを強く希望
民間移管や民間開放の可否については、今後、地方分権改革推進委員会の場で判断されることを強く期待
出先機関の見直し及び移譲等を進めるに当たっては、国と地方との間に検討・協議のための組織等を設置し、具体的な進め方や手順等を事前に協議することが必要

【別紙】 検討結果

地方への移譲により、廃止・縮小できる機関 13機関

(1) 内閣府

沖縄総合事務局

一部の業務を除き地方に移譲し、組織をスリム化できる。

- ・ ただし、沖縄特有の事情に配慮する必要があるため、今後さらに検討が必要。

(2) 厚生労働省

地方厚生局

大半の業務を地方に移譲することが可能であり、各局を廃止できる。

- ・ なお、医療観察法に基づく指定医療機関の指定及び移送、輸出水産食品関係施設の監視指導、特定機能病院への医療監視及び各種国家試験関係業務は、国の業務として引き続き実施すべきであるが、本省に移管すべき。
- ・ また、病原体等の管理対策、感染症法に基づく特定感染症指定医療機関の指定、麻薬の取締、薬の輸入に関する業務、医師・歯科医師の臨床研修に関する業務は、国の業務として引き続き実施すべきであるという意見があり、さらに、健康保険、年金関係業務を行う機関は、今後、地方社会保険事務局、社会保険事務所のあり方とも関連づけるべきとの意見もあり、今後さらに検討が必要。

都道府県労働局

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、各局を廃止できる。

- ・ 労働基準監督署や公共職業安定所のあり方を踏まえて、廃止を含め検討すべきという意見があり、今後さらに検討が必要。

労働基準監督署

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、各署を廃止できる。

- ・ 労働基準監督業務は、全国一律的に運用することを担保することが課題であるという意見があり、今後さらに検討が必要。

公共職業安定所

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、各所を廃止できる。

- ・ 職業安定業務の全国ネットワークの必要性を述べる意見があり、今後さらに検討が必要。

中央労働委員会地方事務所

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、各事務所を廃止できる。

(3) 農林水産省

地方農政局

大半の業務を地方に移譲することが可能であり、各局を廃止できる。

- ・ なお、農業協同組合検査関係、農地の土壌汚染防止及び除去関係、米・主要食糧の需給計画・流通関係、農業経営の改善及び安定関係は、国の業務として引き続き実施するが、本省(農林水産省)に移管すべき。
- ・ また、災害復旧関係業務は、国の業務として引き続き実施するが、その実施体制のあり方は、な

お検討を要する。

- ・ ただし、農業農村整備事業のうち、広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものは、国の業務として引き続き実施すべきという意見があり、今後さらに検討が必要。

漁業調整事務所

漁船の検査業務は地方に移譲し、広域的視点から国が処理すべき業務については、組織体制を再検討した上で、一部を除き廃止できる。

- ・ なお、漁船の検査業務を含め、国の業務として、基本的に同事務所において対応すべきという意見もあり、今後さらに検討が必要。

(4) 経済産業省

経済産業局

大半の業務を地方に移譲することが可能であり、各局を廃止できる。

- ・ なお、原子力に関する広報、電源及び原子力関連施設の立地促進、発電水力調査など電気に関する統計調査等の事務は、国の業務として引き続き実施するが、本省に移管すべき。

(5) 国土交通省

地方整備局

国と地方の役割分担の大胆な見直し、都市計画の関与の廃止・縮小などにより組織を縮小できる。

災害復旧関係業務は国の業務として引き続き実施する。

都道府県単位機関は、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止できる。

都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事例

事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要

道路：高速自動車国道、一般国道の一部で真に国が責任を持つべきもの

なお、真に国が責任を持つべき一般国道の範囲については、広域的な幹線道路網である基幹ネットワークを形成する道路、一般国道の重要な区間や2都道府県以上を連絡する幹線道路などの意見がある。

河川：2都道府県以上にまたがる河川の一部で真に国が責任を持つべきもの

なお、1都道府県内の河川であっても、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系については、引き続き、国において実施すべきという意見や、自然災害から国民の生命・財産を守るための事業は、国が本来果たすべき役割であり、河川管理については国に残すべきという意見もある。

港湾：ふくそうする海域での航路整備、大型浚渫兼油回収船の運航に関する事務等

空港：第一種空港及び第二種A空港のうち、国際的及び広域的かつ基幹的な国内外の航空ネットワークを形成する空港並びに共用飛行場

公園：国家的記念事業等として整備された公園等

北海道開発局

地方整備局に準じ、一部を除き縮小・廃止できる。

地方運輸局

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、各局を廃止できる。

- ・ なお、鉄道及び道路運送事業の安全確保、自動車の登録制度並びに水上運送、船舶、船員等に関

する事務は、国の業務として引き続き実施すべきという意見や、陸運・海運業務については、専門的知識をいかに確保していくかについての問題提起があり、今後さらに検討が必要。

(6) 環境省

地方環境事務所

全ての業務を地方に移譲することが可能であり、原則として各事務所を廃止できる。

- ・ ただし、国立公園の保全・整備に関する業務や朱鷺の野生復帰事業のように国際保護鳥に関する国家的プロジェクトは、国において引き続き実施すべきという意見や、廃棄物の輸出入に関する業務は、他省庁との連携が課題であるという意見があり、今後こういった問題に限定してさらに検討が必要。

当面国に残すべき機関 3機関

(1) 総務省

総合通信局

全国的な規模・視点に立った、単一の主体（国）によって一元的に実施される必要性があるため、国に残すべきである。

- ・ ベンチャー企業支援や地理的情報格差の解消などの地域振興に関する事務は、都道府県で実施すべきとの意見があり、今後さらに検討が必要。

(2) 農林水産省

森林管理局(署)

組織のスリム化を進めながらも国に残すべきである。

- ・ 治山・地すべり事業のうち、民有林に関する業務があれば、地方に移譲可能という意見もあり、今後さらに検討が必要。

(3) 国土交通省

地方航空局

東京・大阪航空局は地域空港の整備に関する企画立案等を地方に移譲したうえで存続、空港事務所等は国内外の航空ネットワークを形成する第一種空港・第二種A空港の一部及び共用空港以外の空港の飛行場の管理・保守工事関係を地方に移譲し、組織スリム化のうえで存続する。

廃止統合及び存続の両論併記の機関 1機関

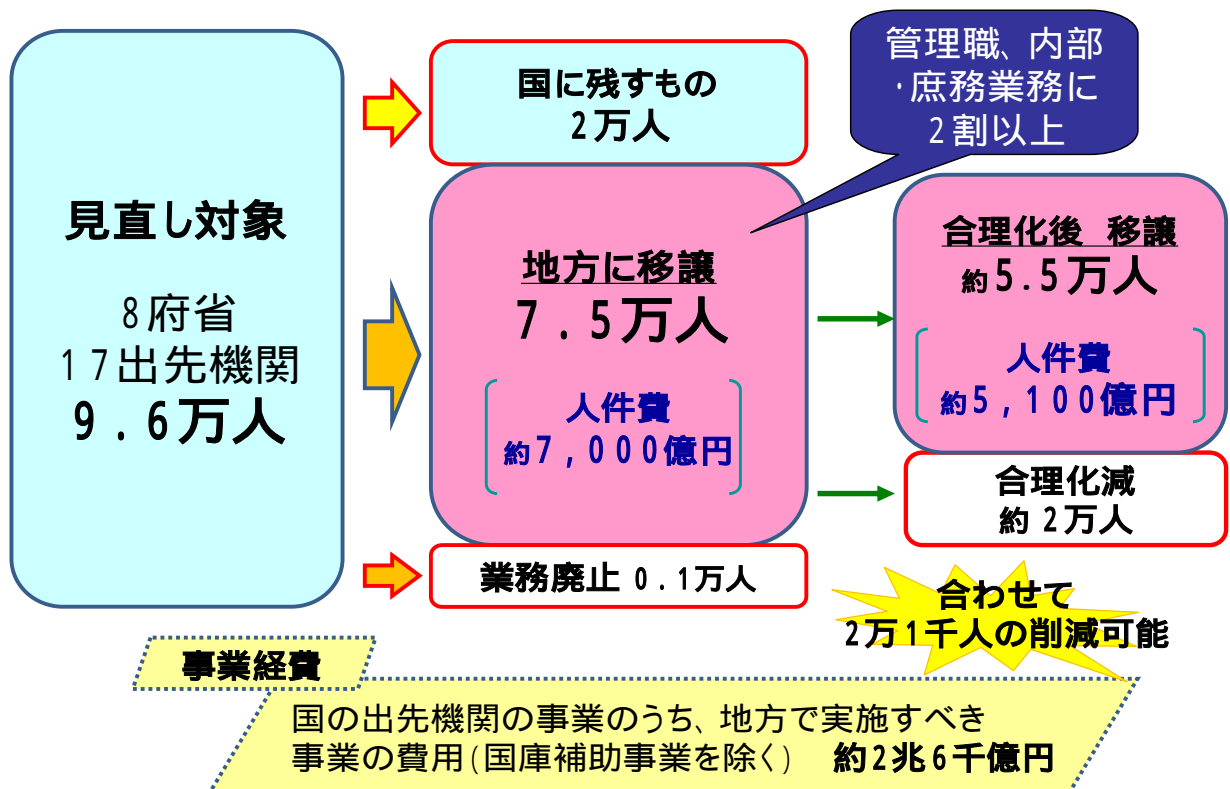
(1) 法務省

法務局及び地方法務局

民事行政事務はできる限り地方に移譲するという意見と、全ての業務を引き続き国で実施すべきという意見があり、今後さらに検討が必要である。

参考1 国から地方へ移譲すべき業務に係る職員数及び財源<概数>

国家公務員33万人 うち地方出先機関21万人 うち 今回見直し対象9.6万人



上記試算は、いずれも一定の想定による概算

参考2 出先機関の廃止等による地域活性化、行政改善想定事例

国の出先機関を廃止・整理して、関係業務を地方にまかせれば、住民の知恵や工夫を反映させた、地域の特色を生かした魅力的なまちづくりが可能となるとともに、縦割行政が解消し、限られた行政資源や財源をより効率的・効果的に運用することが可能となるが、こうした地域活性化や行政サービスの向上事例を紹介

- 縦割組織の地方機関の廃止、地方移管による地域の実情に即した総合行政の展開
- 地域の実情に応じた一体的な道路整備・管理
- 都市計画決定及び変更の手続きの迅速化
- 健康づくり、医療、福祉、さらには地域づくりまでを連動させた包括的な政策の展開
- 看護師等養成施設の指定及び監督の改善
- 総合衛生管理製造過程の承認の改善
- 農地転用許可権限の一元化による地域活性化
- 中小企業への支援等に係る二重行政の解消
- 公共職業安定所(ハローワーク)の廃止により、地域の実状にあった効果的な職業紹介を実施
- 公害規制法等に基づく立入検査の改善等